

事務組合委託事業主 各位

東京労働保険医療協会
労働保険事務組合
TEL03-5577-2960
FAX03-5577-2961

平成 31 年度 特別加入給付基礎日額の事前申請について
(給付基礎日額変更について)

平素は当会事務組合業務について、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年 4 月から 7 月にかけて当会事務組合では委託事業主に代わり、労働保険料について確定精算・申告納付(年度更新)の手続きを行なっております。

この年度更新時に、事業主が加入する労災保険特別加入保険料についても事業主が選択する給付基礎日額に基づき、併せ事務処理を行なっております。

給付基礎日額について、翌年度 4 月より日額変更を希望される場合は、事前申請が必要となります。

★変更をご希望の場合には

別紙「給付基礎日額変更申請書」を当会宛に

送付していただくようお願いいたします★

送付先

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-5

東京都医師会館4階

★なお、給付基礎日額に変更がなければ申請の必要はありません★

(参考) 「労災保険 特別加入 保険料早見表」

給付基礎日額	保険料算定基礎額	保険料(年間)	給付基礎日額	保険料算定基礎額	保険料(年間)
25,000円	9,125,000円	27,375円	10,000円	3,650,000円	10,950円
24,000円	8,760,000円	26,280円	9,000円	3,285,000円	9,855円
22,000円	8,030,000円	24,090円	8,000円	2,920,000円	8,760円
20,000円	7,300,000円	21,900円	7,000円	2,555,000円	7,665円
18,000円	6,570,000円	19,710円	6,000円	2,190,000円	6,570円
16,000円	5,840,000円	17,520円	5,000円	1,825,000円	5,475円
14,000円	5,110,000円	15,330円	4,000円	1,460,000円	4,380円
12,000円	4,380,000円	13,140円	3,500円	1,277,500円	3,831円

給付基礎日額の変更は年度更新期間（平成31年6月1日～7月10日）にも行うことができますが、平成31年4月1日～7月10日までの間に万が一被災された場合には、平成31年度には給付日額を変更することができません。

万一、労働災害を罹災した際に、「療養のため、労働することができない状態」になると、労災保険より休業補償給付を受けることができます。

選択された給付基礎日額により、休業補償給付の受給額も変動いたします。